タイヤローラーに激突され死亡			
発生年月	令和6年10月23日(水) 午前3時40分頃		
業種	道路舗装工事業	事業場規模	不詳
事故の型	激突され	起因物	車両系建設機械(締固め機械)

発生状

10月23日 午前3時40分頃 大和町吉岡の町道交差点の道路舗装工事現場で、66 歳男性作業員が、タイヤローラーに轢かれ下半身などを強く打ち死亡した。

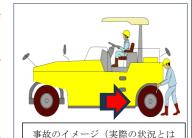
被災者は、エンジンのかかったタイヤローラー後方部で同機の散水用タンクから水を 抜き取る作業をしていたところ、後進した同車両に激突されたもの。

(マスコミ報道等による)

[現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的な原因、対策を列挙します。]

(本事故原因を示したものではありません)

作業工程・作業順序にあわせたリスクアセスメントを実 施すること。また具体的作業内容に応じた作業計画を策定 し、関係作業員に周知すること。特に、夜間作業となる場 合は、現場照度の確保、作業員の疲労防止対策等を含めた 作業計画を策定のこと。



異なる場合があります)

稼働中の車両系建設機械(以下「重機」と記載)に接触 するおそれのある範囲から作業者を確実に退避させるこ

と。作業半径内に立ち入る必要がある場合は、誘導者を配置すること。

- 3. 重機の運転者に対し、誘導者の誘導なしに、重機を動かしてならない旨徹底する こと。誘導者には合図・重機の死角等の安全教育を実施すること。
- 誘導者不在時に、作業員が作動範囲内に立ち入る必要が生じた場合は、グーパー 合図でオペレーターとの意思疎通を確実に図るとともに、運転席に留まる場合も含 めて、原動機の停止、ロックレバーやサイドブレーキの確実な使用、車止め等の逸 走防止措置を講じること。
- 上記4の場合、やむを得ず原動機を停止することができない場合は、管理者を交 えて組織的に検討して当該作業に代替する方法がないか、ヒューマンエラーが生じ た場合でも被害を防止するフェイルセーフ対策を検討すること。
- 法定の作業開始前点検、月例定期自主検査、特定自主検査(年次検査)を実施 6. し、不具合箇所の補修を確実に実施すること。
- 7. 重機の運転者には有資格者を配置することはもちろん、一定期間ごとに「危険有 害業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」に基づいた再教育 を行うこと。

災害防止対策